



Title	欧州拷問等防止条約における「拷問」等概念の展開 (2) : 欧州拷問等防止委員会の実行から
Author(s)	里見, 佳香
Citation	国際公共政策研究. 2005, 9(2), p. 303-320
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6860
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

欧州拷問等防止条約における「拷問」等概念の展開（２） －欧州拷問等防止委員会の実行から－

The Concepts of Torture and Other Ill-Treatment under
European Convention for the Prevention of Torture
and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (2)

里見佳香*

Yoshika SATOMI*

Abstract

What is "torture" and "inhuman" or "degrading" treatment or punishment? This remains an unanswered question in international law. This article approaches the question by examining the activities of the European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (CPT) which was established under the European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment.

This paper is the second part of this article and deals with the definition and the function of "inhuman or degrading treatment or punishment (ID)".

キーワード：欧州拷問等防止委員会、欧州人権裁判所、拷問、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰（ID）、虐待

Keywords：European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment(CPT), European Court of Human Rights(ECtHR), torture, inhuman or degrading treatment or punishment (ID), ill-treatment

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 博士後期課程

3-2 「ID」

ID

欧州人権裁判所は、欧州人権条約3条の「非人道的な又は品位を傷つける (inhuman or degrading)」という用語が、「拷問に達しない程度の、身体的又は心理的虐待を含む虐待」につき適用されると具体的に述べている¹⁾。その一方で、CPTは、訪問の過程で遭遇した取扱いが欧州拷問等防止条約1条に該当するかどうかの判断を行う際、同じ「非人道的な又は品位を傷つける」という用語を使用しながら、これに欧州人権裁判所のそれとは異なる意味を与えているように思われる。CPTが想定している「非人道的な又は品位を傷つける」取扱い又は刑罰の独自の位置付けを明確にするため、本節では「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」即ちID²⁾を、「拷問」及び「その他の虐待」から区別して考察することとする。CPTのID概念に関する考察を探るため、次に、IDの認定例の概要を示す。

IDの認定例

(1) 「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」

本稿の対象期間において、CPTが実際の拘禁施設訪問に基づき「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」を認定した事例を挙げ、以下その内容について個別に考察する。

刑務所内における出産

刑務所内における被自由剥奪者の出産に関しては、第10次一般年次報告書において、次のように述べられている。「刑務所内で分娩をさせないことは、現代においては合意事項である。欧州審議会の締約国の通常の実行とは、適当な時期において、妊婦の受刑者を分娩のために刑務所から病院へ移送することであろう」と³⁾。又、CPTは同報告書において、受刑者に対する警備上の必要性がある場合であっても、分娩中の妊婦を拘束する措置は「非人道的な又は品位を傷つける取扱い」に該当するとの見解を示した。

特定の受刑者の拘禁施設転送

先に示したように、被自由剥奪者の移送に伴う問題はCPTの関心事項である。CPTは時

* 本稿の本文及び註に引用する文献及び資料の略記の表記方法は、紙幅の節約のため、拙稿「欧州拷問等防止条約における拷問等概念の展開(1)」『国際公共政策研究』第9巻第1号(2004年)で示したものをを用いることとする。

1) F. スュードル著、建石真公子訳『ヨーロッパ人権条約』有信堂高文社(1997年)126-129頁。

2) IDについては、拙稿「欧州拷問等防止条約における拷問等概念の展開(1)」『国際公共政策研究』第9巻第1号(2004年)122頁、註12を参照。

3) CE, 10th General Report on the CPT's activities, CPT/Inf (2000) 13 [EN], 2000, para. 27.

折、個別報告書中において、特定の受刑者が転々移送されることが状況によっては「非人道的な又は品位を傷つける取扱い」に該当すると述べており、第2次一般年次報告書⁴⁾及び「CPT基準(CPT Standards)」57にも同旨の記載がある⁵⁾。委員会は、特定の「制御困難囚」を他の拘禁施設へ移送することが要請される場合があることを認めているが、そのような受刑者に各拘禁施設を転々移動させることは、当該受刑者の精神及び身体に悪影響を与え得ると考えている⁶⁾。

委員会が当該措置を「非人道的な又は品位を傷つける取扱い」と判断した根拠は2つ考えられる。1つは先の通り本措置が受刑者に与える直接的な影響を考慮したものであり、1つは本措置が与える間接的な影響を考慮したものである。即ち、拘禁施設を転送される状況にある受刑者は、家族や弁護士との連絡を取り難い状態におかれるため、これが、CPTが重要性を見出し又強調している被自由剥奪者の外部交通権の侵害⁷⁾を引き起こす結果になり得るため、という二次的な理由である⁸⁾。このように、被自由剥奪者の外部交通権の侵害可能性が生ずることも、当該措置がIDに認定された根拠のひとつとなると考えられる。

過密状態

委員会は又、刑務所の物理的な過密状態それ自体がIDを構成することを明言している⁹⁾。実際に、1997年のエストニア、1998年のウクライナの拘禁施設等の訪問において、ID認定の際に当該施設の過密状態に言及した例がある¹⁰⁾。

独房監禁

いかなる軽減措置もとられない長期間にわたる独房監禁は、IDを構成すると判断される傾向が強い。又、医学的根拠のない独房監禁措置もIDを構成し得る¹¹⁾。例えば、2000年のドイツの精神療養施設への訪問においては、「委員会の考えによると、最大数ヶ月間に及ぶ医学的正当性のない懲罰的性格をもつ独房監禁措置は、非人道的な又は品位を傷つける取扱い

4) CE, *2nd General Report on the CPT's activities*, CPT/Inf (92) 3 [EN], 1992, para. 57.

5) CE, *The CPT Standards "Substantive" sections of the CPT's General Reports*, (hereafter *The CPT Standards*), (CPT/inf/E) 2002(1), para. 57.

6) CE, *2nd General Report*, *op. cit.*, para. 57.

7) CPTは被自由剥奪者の外部交通権の確保につき特に考慮を払っている。See, for example, CE, *2nd General Report on the CPT's activities*, CPT/Inf (92) 3 [EN], 1992, para. 51.

8) CE, *Report on the visit to Denmark by the CPT from 2 to 8 December 1990*, CPT/Inf (91) 12 [EN], para. 112.

9) See, for example, CE, *Report on the visit to Spain by the CPT from 1 to 12 April 1991*, CPT/Inf (96) 9 [EN] (Part 1), para. 117.

10) See, for example, CE, *Report on the visit to Estonia by the CPT from 13 to 23 July 1997*, CPT/Inf (2002) 26, para. 73, *Report on the visit to Ukraine by the CPT from 8 to 24 February 1998*, CPT/Inf (2002) 19, para. 117.

11) See, for example, CE, *Report on the visit to Denmark by the CPT from 2 to 8 December 1990*, CPT/Inf (91) 12 [EN], para. 29.

に相当する」とされた¹²⁾。CPTはこのような独房監禁を懲罰的性格をもった取扱いであるとみなし、早急に改善措置をとるよう要請している。

長期間における独房監禁措置に対するID認定は、当該措置が受刑者の心身に与える悪影響を特に考慮した結果であると考えられる。CPTは、各締約国の独房監禁に関する法律の規定そのものについては異議を唱えないが、個々の状況における被独房監禁者の状態について、詳細な改善案を提示する。委員会は又、被独房監禁者の一般的及び包括的な取扱いの改善についても独自に要請を行う¹³⁾。

CPTは制裁、沈黙又は規律的理由等に基づく被自由剥奪者の独房監禁の問題につき強い関心を払っており、ID認定に至らない場合においても、これが特定の状況下においてはIDを構成し得ることを個別報告書中に繰り返し述べている¹⁴⁾。なお、前稿で触れた通り、1990年のデンマークの訪問においては、独房監禁措置が「心理的拷問」に該当し得ることが述べられた。しかしながら、このデンマークの個別訪問報告書においても、「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」との小見出しの文章の中に独房監禁措置の小テーマが設けられている点、及びその後の独房監禁措置への言及がすべてID又は「虐待」の文脈において考察されている点等¹⁵⁾から考えると、現在において独房監禁措置が被自由剥奪者に及ぼす影響は、IDの概念におさまるものと考えるのが妥当である。

複合的要素の結合の結果としての認定

「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」は、これまでみてきたように、単独の措置に対して認定されるのみならず、複数の措置が結合した結果として認定される場合がある。そのような事例は本稿の対象期間に複数存在する。その結合の結果としてIDが認定された諸要素には、単体でIDを構成し得ることが明言されている過密状態を別にすると、衛生状態の悪さ、戸外運動の欠如、活動プログラムの不充足、衛生設備に対する不十分なアクセスの状態等がある。これらの要素は複数のID認定事例において確認されている¹⁶⁾。

12) CE, *Report on the visit to Germany by the CPT from 3 to 15 December 2000*, CPT/Inf (2003) 20, para. 10. 他に、92年のデンマーク、98年のオランダ訪問においても同様の認定がなされている。

13) 例えば、第2次一般年次報告書においては、被独房監禁者及びその担当看守の要請があった時にはいつでも遅滞なく医師の診察が行われなければならないことが記されている。又、被独房監禁者の身体及び精神状態の診断の結果、独房監禁期間の延長が予想される場合は、その旨を記した文書が関連当局へ送付されなければならないことが述べられている。See, for example, CE, *The CPT Standards*, CPT/inf/E (2003) 1, 2003, para. 56.

14) CE, *Germany 2000*, *op. cit.*, para.10. See also, CE, *Report on the visit to Germany by the CPT from 8 to 20 1991*, CPT/Inf (93) 13 [EN], paras. 72-83.

15) See, for example, CE, *Report on the visit to Germany by the CPT from 3 to 15 December 2000*, CPT/Inf (2003) 20, paras. 10 and 128, *Report on the visit to Slovakia by the CPT from 9 to 18 October 2000*, CPT/Inf (2001) 29, paras. 94-97.

16) See, CE, *Report on the visit to United Kingdom by the CPT from 29 July to 10 August 1990*, CPT/Inf (91) 15 [EN], para. 229, *Report on the visit to Netherlands by the CPT from 26 to 30 June 1994*, CPT/Inf (96) 1 [EN] (Part 1), paras. 64-65, *Report on the visit to Turkey by the CPT from 5 to 17 October 1997*, CPT/Inf (99) 2 [EN], para. 177, *Report on the visit to Ukraine by the CPT from 8 to 24 February 1998*, CPT/Inf (2002) 19, para. 117.

(2) 「非人道的な取扱い又は刑罰」及び「品位を傷つける取扱い又は刑罰」各別の認定

「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」は、「非人道的な取扱い又は刑罰」と「品位を傷つける取扱い又は刑罰」に分けて、それぞれ認定されることがある。本稿では、かかる区分を行う意義について委員会の実行から検討するため、各別の認定事例についても列挙する。

(a) 「非人道的な取扱い又は刑罰」

1993年、CPTは、ギリシア国内の被自由剥奪者の移送施設における過密状態、採光及び照明の程度、換気の悪さ、衛生状態の悪さ、汚れの程度に加えて、施設の補修が満足に行われていない状態が、全体として「非人道的」とであると判断した¹⁷⁾。CPTは又、1995年、ブルガリアの刑務所において3名の受刑者が受けていた、約2m四方の暗く換気状態の悪い独房に14日間にわたって監禁するという規律上の制裁措置並びにその監禁期間における「受容れ難い物資供給の状態」及び屋外活動の不許可という状態が、結果として「非人道的な取扱い」にあたる判断している¹⁸⁾。

(b) 「品位を傷つける取扱い又は刑罰」

「品位を傷つける取扱い又は刑罰」個別の認定例は、「非人道的な取扱い又は刑罰」に比してその数が多い。以下、「品位を傷つける取扱い又は刑罰」の認定例をその性格に基づいて6つに整理し、それぞれ紹介する。

筋弛緩剤及び麻酔の投与なしの電気ショック療法

受刑者に医療措置を提供する際の、筋弛緩剤及び麻酔の投与なしの「電気ショック療法(Electroconvulsive therapy)」(以下、「ECT」という)は、「品位を傷つける」取扱いに該当する¹⁹⁾。委員会はECTが特定の疾患に罹った精神病患者への措置として広く行われることを認めている。しかし委員会は、「ECTは、患者の治療計画に合致した形式で導入されるべきであり、[その導入にあたっては]管理者は適切な保護手段を伴わせるべきである。又、我々は、筋弛緩剤及び麻酔の投与なしのECT等、ECTの管理者が不完全な形態でこれを使用することを特に憂慮する。このような方法は、既に現代の精神医学上受容れられないものである。骨折及び他の有害な医学的作用の危険性を別にしても、そのような形でのECTの投与は、患者及び関係職員双方の品位を傷つけるものである」([]は筆者による補足を示

17) CE, *Report on the visit to Greece by the CPT from 14 to 26 March 1993*, CPT/Inf (94) 20 [EN], para. 76.

18) CE, *Report on the visit to Bulgaria by the CPT from 26 March to 7 April 1995*, CPT/Inf (97) 1 [EN] (Part 1), paras. 109-110.

19) CE, *Report on the visit to Turkey by the CPT from 5 to 17 October 1997*, CPT/Inf (99) 2 [EN], para. 178.

す。以下同じ)と述べている²⁰⁾。不完全な形態でのECTの投与が、それを与えられる被自由剥奪者本人のみならず、与える管理者の側の「品位」をも傷つけるとされた点が特徴的である。特定の行為が、それを行う側の「品位」をも傷つけると認定された例は、後に挙げる必要不可欠な衛生設備及び公衆衛生の欠如状態に関する事例にも見受けられる。

公務員による性的虐待

1999年のラトビアの訪問において、未成年者留置場で14歳の少女が男性警官の面前で裸になるよう命令され、又、同施設内において12歳の少女が2名の男性警官に強制的に衣服を剥奪された事実が確認された²¹⁾。CPTは、このような措置が、特に思春期の少女にとって「明確に屈辱的及び品位を傷つける取扱いにあたる」と示した²²⁾。一方、2001年のトルコの訪問等においては、「男性の被疑者に対し性的行為を真似た行為をするよう強要することは、特に品位を傷つける取扱いを構成する」と判断した事例²³⁾があり、性的な虐待行為に対するID認定は未成年の女子を含む女性に限定されるものではない。

このことから、前述のラトビアで、公務員による性的虐待に対する「品位を傷つける取扱い」の認定に際し、CPTが特に「少女」に言及した理由は、委員会が特に性差を重視した判断を行っているというよりも、敏感な年代である未成年者特有のニーズを考慮した結果であることが考えられる²⁴⁾。

女性特有のニーズの不充足状態

CPTはまた、女性の被自由剥奪者のニーズをも特別に考慮する²⁵⁾。被自由剥奪者が成年であるか未成年者であるかを問わず、女性の被自由剥奪者に対する生理用品等の衛生用品の支給の不足及びシャワー等の清潔を保つための設備の欠如又はそれらの設備の利用制限等が、「品位を傷つける取扱い」を構成すると判断された事例がある²⁶⁾。又、2000年のウクライナの留置場において、女性の被自由剥奪者が他の男性職員又は男性の被自由剥奪者の目前で男

20) *Ibid.* See also, CE, 8th General Report on the CPT's activities, CPT/Inf (98) 12 [EN], 1998, para. 29.

21) CE, Report on the visit to Latvia by the CPT from 24 January to 3 February 1999, CPT/Inf (2001) 27, para. 16.

22) *Ibid.*

23) CE, Report on the visit to Turkey by the CPT from 2 to 14 September 2001, CPT/Inf (2002) 8, para. 23.

24) CPTは未成年の被自由剥奪者特有のニーズに特に考慮を払っており、「自由を奪われた未成年者(Juveniles deprived of their liberty)」はCPT基準のひとつを構成している。See, CE, 9th General Report on the CPT's activities, CPT/Inf (99) 12 [EN], 1999, paras. 20-41.

25) CPTは女性の被自由剥奪者特有のニーズに特に考慮を払っており、「自由を奪われた女性(Women deprived of their liberty)」はCPT基準のひとつを構成している。See, CE, 10th General Report on the CPT's activities, CPT/Inf (2000) 13 [EN], 2000, paras. 21-33.

26) See, for example, CE, 9th General Report on the CPT's activities, CPT/Inf (99) 12 [EN], 1999. 「未成年の女性の被抑留者には、例えば生理用品の様な衛生用品と同様に、清潔及び洗浄のための設備へのアクセスが準備されていなければならない。これら基本的なニーズがあるといえるものの供給の欠如は、それ自身が品位を傷つける取扱いを構成する」(para. 30)

性に検査されることは、「確実に品位を傷つける措置であると思われる」²⁷⁾ことが示された²⁸⁾。なお、CPT基準は、女性の場合に限定せず、被自由剥奪者への身体検査は、他の異性の目の届かない場所において同性の検査官が行うべきであることを定めている²⁹⁾。

必要不可欠な衛生設備及び公衆衛生の欠如

他に、公衆衛生の欠如状態に関する事項について「品位を傷つける取扱い」が認定された例が複数ある。1991年のイギリス訪問において、CPTは、「生活空間として使用する監房内において、一人以上の者の面前で、〔被自由剥奪者に〕壺やバケツの中に排泄行為、特に排便を行わせる行為は、それを行う本人のみならず、その音や匂いを知覚する他の者の品位をも傷つける」と述べた³⁰⁾。しかし、その後委員会は、このような措置について、人道的な拘禁環境にとって必要不可欠な要素である「適切な衛生設備の確保及びその維持」に関する行為に該当しない取扱いであるとしてその表現方法を変えたことがある³¹⁾。即ち、一時本行為をIDの範疇から除外した観もあったが、その後の1993年のアイルランド訪問においては、「当該実行は、限定された生活空間において受刑者に対しプライバシーもなく他の受刑者の面前で壺やバケツの中に排泄行為を行わせる行為であるので品位を傷つけるだけでなく、他の受刑者及び汚物廃棄の監視等を行う関係刑務所職員の品位をも傷つけるものでもある」と述べ、受刑者間のみならず、かかる排泄行為を監視する職員をも、明確に「品位を傷つける」取扱いの概念中に含めるに至った³²⁾。

衛生設備の使用に関して公衆衛生の欠如した状態とは、受刑者の面前に排泄物が入った容器が置かれたままにされているという状態に限られず、その排泄物を受刑者自身が一定の時刻に廃棄しに行くことを定められている措置等に対しても認められる。例えば上記アイルランド訪問時においては、女性刑務所を含む複数の拘禁施設においてそのような措置が慣行的に行われていた。CPTは、被自由剥奪者が自らの排泄物を一定時間に廃棄しにゆくという慣行が衛生上好ましくないとの理由に加えて、受刑者及び看守の双方にとり「不快な (objectionable)」ものであるとの理由により、このような実行の「一部始終」が受刑者にひ

27) 原文は“felt as”。このような曖昧な認定の表現をとる理由については後に考察する。

28) CE, *Report on the visit to Ukraine by the CPT from 10 to 26 September 2000*, CPT/Inf. (2002) 23, para. 28.

29) *Ibid.* See also, CE, *10th General Report on the CPT's activities*, CPT/Inf (2000) 13 [EN], 2000, para. 23. 現在のところ報告例はないが、可能性としては今後、男性特有のニーズの不充足状態についてIDが認定される可能性がある。

30) CE, *Report on the visit to United Kingdom by the CPT from 29 July to 10 August 1990*, CPT/Inf (91) 15 [EN], para. 47.

31) CE, *2nd General Report on the CPT's activities*, CPT/Inf (92) 3 [EN], 1992, para. 49.

32) See, CE, *Report on the visit to Ireland by the CPT from 26 September to 5 October 1993*, CPT/Inf (95) 14 [EN], para. 100, *Report on the visit to United Kingdom by the CPT from 17 to 18 January 1997*, CPT/Inf (2000) 1 [EN], para. 112.

どい屈辱を与える行為であるとみなし得ると述べた³³⁾。同様にCPTは、当該実行は、その「一部始終」を監視しなければならない看守の品格をも下げるものであると判断した³⁴⁾。

なお、1990年のマルタの刑務所においては、受刑者から衣服を剥奪することに加えて、汚物入れを含む衛生設備を除去することが、「品位を傷つける取扱い又は刑罰」ではなく、「非人道的な又は品位を傷つける取扱い」に該当すると判断された例がある³⁵⁾。しかしながら、CPTがこれ以降の判断において、公衆衛生に関わる事項に関して、特に「品位を傷つける」という表現を使用してきたことから考察するに、1990年のマルタの認定は、公衆衛生に関する不充足状態を表す表現が「品位を傷つける取扱い」に限定されないことを示しているというよりも、CPTが当該事項の性格に照らし、よりの確な表現を当てはめるために、これ以降において「品位を傷つける」という特化した表現を用いたという、委員会のアプローチの移行を読み取り得る事例であると考えられる。即ち、現在においては、必要不可欠な衛生設備及び公衆衛生の不充足状態は、基本的に「品位を傷つける取扱い又は刑罰」の範疇にあるとみなしてよい。

酩酊者の取扱い

1998年のウクライナ訪問においては、酩酊者 (intoxicated) を他の被抑留者の視線に晒される拘禁施設の廊下の扉に拘束しておく措置が「品位を傷つける」ものであると判断された³⁶⁾。又、1996年のポーランドの酩酊者留置施設 (the sobering-up centre) に関して、「酩酊者を監獄様の拘禁施設に留置し、又、[アルコール摂取のために] 体温を失いやすい状態にある彼らに対して、『沈静のため』と称して冷水を放射する措置は、品位を傷つけるとみなし得る、人の尊厳を著しくおとしめる取扱いである」と判断した事例がある³⁷⁾。

収容者の剃髪

1998年、FYROMのTetovo教育矯正施設 (Educational-Correctional Institution) の管理者は、新規入所者及び逃亡した入所者の頭髪を剃る行為には医学的な正当性がなく、本行為がそれらの収容者の「品位を傷つける」とみなし得る措置であることを認めた³⁸⁾。本事項に関する詳細は不明であるが、委員会が、被自由剥奪者の剃髪が「品位を傷つける措置」とであると判断し、管理者の側もそれに同意しているという事実関係から、欧州地域において

33) *Ibid.*, Ireland, para. 100.

34) *Ibid.*

35) CE, *Report on the visit to Malta by the CPT from 1 to 9 July 1990*, CPT/Inf (92) 5 [EN], para. 29.

36) CE, *Report on the visit to Ukraine by the CPT from 8 to 24 February 1998*, CPT/Inf (2002) 19, para. 26.

37) CE, *Report on the visit to Poland by the CPT from 30 June to 12 July 1996*, CPT/Inf (98) 13 [EN], para. 187.

38) CE, *Report on the visit to FYROM by the CPT from 17 to 27 May 1998*, CPT/Inf (2001) 20, para. 50.

は、拘禁施設の収容者の剃髪は一般的な取扱いではないことが推測される。このことから、欧州地域においては収容者の剃髪に関する一定の合意が既に形成されていることが推定され得る。しかしながら、本稿では、当該事項については事例を挙げるに留めることとする。

考察及び結論

(1) ID及びID認定の性格

以上、CPTの拘禁施設訪問におけるID認定の実行をみてきた。ここではCPTによるID概念を整理し、そのアプローチの性格を分析する。考察にあたっては、CPTの実行の特徴を明らかにするため、適宜欧州人権裁判所の判例との比較を行う。

まず、「非人道的な又は品位を傷つける刑罰」と、「非人道的な又は品位を傷つける取扱い」の差異について考察する。個別の報告書において、IDの認定事例は「非人道的な又は品位を傷つける取扱い」と記されることが多く、「非人道的な又は品位を傷つける刑罰」に特に言及した例は本稿の対象期間において存在しない。しかし、CPTは、拘禁施設内における規律上の制裁措置が「非人道的」とであると判断したことがある³⁹⁾。又、委員会が個別報告書の中で時折、特定の虐待行為が「懲罰的性格の取扱い」にあたりと述べている⁴⁰⁾ことから、「非人道的な又は品位を傷つける刑罰」は、締約国が定める法律上の刑罰のみならず、懲罰等の、拘禁施設内の内部規則等をも含む概念であることが推測される⁴¹⁾。これに対して、「非人道的な又は品位を傷つける取扱い」は、これまでの報告書の記述からみるに、刑罰又は懲罰等に限定されず、より広い措置一般を包含する用語として用いられている。

次に、CPTの使用する「非人道的な又は品位を傷つける」という用語の性格について考察する。本用語の適用には一定の法則がみられる。例えば、第8次一般年次報告書において、「委員会は被自由剥奪者の生活環境及び取扱いについて嚴重に調査する。これらが不適切であれば、その状態は速やかに非人道的な又は品位を傷つける取扱いの範疇に入る」と述べられていることから、「非人道的な又は品位を傷つける取扱い」という用語は、被自由剥奪者の取扱い又はその生活環境に関連して使用される性格をもつことが分かる⁴²⁾。実際に、本用語はこれまでほぼ排他的に、被自由剥奪者の管理の状態、例えば、適切な食事や衣類、暖房光熱、公衆衛生、運動、適切な医療の提供等に関して何らかの不足のある状態に対して用いられてきている。別の表現をすれば、「非人道的な又は品位を傷つける」取扱い又は刑罰と

39) CE, *Bulgaria 1995*, op. cit., paras. 109-110.

40) See, for example, CE, *Report on the visit to Germany by the CPT from 3 to 15 December 2000*, CPT/Inf (2003) 20, paras. 10 and 128.

41) 本稿では "punishment" を「刑罰」と訳しているため、用語の運用につき多少の不整合があるが、"punishment" は本来、「懲罰」や「処罰」の意を広く含む用語である。条約の日本語訳については今後再考の必要性がある。

42) CE, *8th General Report on the CPT's activities*, CPT/Inf (98) 12 [EN], 1998, paras. 32-33. See also, Rod Morgan and Malcom D. Evans, *Combatting Torture in Europe*, The Stationery Office Books, 2001, p. 63-64.

は、被自由剥奪者個人に対する虐待行為に比して、拘禁施設内の設備や物品の配給等の物的状況及び、内部の制度や慣行等といった、より複数・多数の被自由剥奪者が関係する事項に対して用いられる性格をもつということがいえよう。より最近では、本用語は被自由剥奪者を取扱う手法に関連する多様な領域に関して適用されるようになってきている⁴³⁾。

Casseseは、このように、被自由剥奪者の生活環境に関する何らかの不充足状態に対して用いられる性格をもつIDには、「被害者に屈辱を与え、品位を落とし、又不快感を与えるという故意性がほぼ常に欠落している」⁴⁴⁾と述べる。Casseseの分析は、例えば、締約国の刑務所行政の純然たる財政的問題から被自由剥奪者に対する最低限の物資の支給が滞っているような事例に該当するであろう。しかしながら、CPTの実行を見る限りにおいては、Casseseの考察は必ずしも適当でないように思われる。既に述べたように、長期間にわたる独房監禁措置に関する事例には、CPTが懲罰的性格をもつとみなしたものが多数存在する⁴⁵⁾。これらについては、当該措置が単に被自由剥奪者の鎮静のため又は当該人に反省を促すためのものであったとしても、被自由剥奪者に対し屈辱感或いは不快感を与える意図の下に行われた可能性があることは否定し得ない。委員会が、拘禁施設内の「特定の問題囚」等に対する「多分に懲罰的な」措置を止めるよう要請する報告書が複数存在することも、この仮定を裏付けるものである⁴⁶⁾。加えて、特に性的虐待等の虐待行為が、被自由剥奪者に屈辱感又は不快感を与えるという性格及び目的の一面をもつことは明白であると思われる。

筆者はこの点について、被自由剥奪者の拘禁環境に関連する不充足状態に適用されるというその主たる性格から、「非人道的又は品位を傷つける」取扱い又は刑罰には、被害者をそのような状態におとしめようとする者の故意の存在が必ずしも明白でない場合があることは確かであると考えられる。しかしながら、これがCPTの想定するID概念に一般的にあてはまる属性であるとはいえないと結論づける。即ち、CPTのID認定事例には、故意の存在が推定される場合と、そうでないことが推定される場合の双方がある。

IDを認定する際においては、CPTは多様な記述のパターンを採用している。例えば、第3次一般年次報告書のように、「不十分な程度の医療措置はIDの用語の範疇に入る」とい

43) *Ibid.*, p. 63. 例えば委員会は、1997年に、精神病院の患者に対する措置につきID認定を行った根拠の一要素として、患者に一日中既定服又は寝巻の着用を義務付ける措置を挙げている。See, CE, *Report on the visit to Turkey by the CPT from 5 to 17 October 1997*, CPT/Inf (99) 2 [EN], para. 177.

44) Antonio Cassese, *Inhuman States: Imprisonment, Detention and Torture in Europe Today*, Cambridge: Polity Press, 1996, p. 48.

45) See, for example, CE, *Report on the visit to Germany by the CPT from 3 to 15 December 2000*, CPT/Inf (2003) 20, para. 128, *Report on the visit to Bulgaria by the CPT from 26 March to 7 April 1995*, CPT/Inf (97) 1 [EN] (Part 1), para. 109.

46) See, for example, CE, *Report on the visit to Germany by the CPT from 3 to 15 December 2000*, CPT/Inf (2003) 20, para. 10, *Report on the visit to United Kingdom by the CPT from 17 to 18 January 1997*, CPT/Inf (2000) 1 [EN], para. 107.

た表現⁴⁷⁾や、1994年のオランダ訪問のように、「訪問先の警察留置場に慢性的にみられた物資の[欠乏]状況は、直ちに非人道的な又は品位を傷つける取扱いであると表現し得る」⁴⁸⁾等の曖昧な表現がこれにあたる。委員会は時折、管理の状況が「非人道的な又は品位を傷つける取扱いを構成し得るかもしれない」と述べるが、結局そのように考慮するかどうかについて結論づけないことがある⁴⁹⁾。さらにCPTは、1993年のギリシアの精神病院における設備及び制度の不充足状態を表現するに際しては、「非人道的な又は品位を傷つける取扱いに似通った」(傍点筆者)状態をも見出した⁵⁰⁾。

CPTの訪問団がこのように不明確な表現方法を採用している事実は、CPTが、欧州人権裁判所の判例法との間の摩擦を回避するために、欧州人権条約3条規定中にみられる用語と同じ用語を使用するに際して、幾分慎重なアプローチを採っていることを示唆するものである⁵¹⁾。集約するに、CPTの用語認定の実行には明確な決定を避ける傾向がある。

欧州人権裁判所との関係以外にCPTがこのような態度をとる独自の理由には、CPTの活動の性格を考えた場合、さらに次の3点が挙げられよう。即ち、第1に、IDの認定には、多数の被自由剥奪者が関わる環境的要因が関係するという敷衍し難い性格があることがある。例を挙げると、同一の拘禁施設内において、特定の被自由剥奪者は1ヶ月に1度しか入浴を許されず、又他の被自由剥奪者は戶外活動を許されておらず、さらにすべての被自由剥奪者が衛生設備へのアクセスに関して十分な便宜を与えられていない状況といった複合的な状態がある。このような状態はCPTの訪問報告書では普通に見受けられるものであり、各々の受刑者が被る不利益は一樣でないことが多い。このような状況の中で、集団がおかれている環境全体に対して認定されることが多いIDは、その認定を明確に断定し難い一面をもっているといえる。

第2に、委員会が判断を下す際に依拠する事実関係には疑義が差し挟まれることが多い。特に、調査の過程において、被自由剥奪者の側と管理者の側の供述が一致しないことは稀ではない。訪問団は様々な情報を勘案して最終的な決断を下すが、訪問国である締約国との関係を考慮して、ID認定の断定を差し控えるような場面は往々にして存在し得る⁵²⁾。

47) CE, *3rd General Report on the CPT's activities*, CPT/Inf (93) 12 [EN], 1993, para. 30

48) CE, *Report on the visit to Netherlands(Aruba) by the CPT from 30 June to 2 July 1994*, CPT/Inf (96) 27 [EN](Part 1), para. 187.

49) R. Morgan and M. D. Evans, *op. cit.*, 2001, p. 65.

50) CE, *Report on the visit to Greece by the CPT from 14 to 26 March 1993*, CPT/Inf (94) 20 [EN], para. 202. 原文は "akin to inhuman or degrading treatment or punishment".

51) 例えば、欧州拷問等防止条約17条2項条文及びCPTの「注釈的報告」27等において、CPTの活動は欧州人権条約3条の解釈及び適用を妨害するものであるべきではないとする文言が規定されている。

52) CPTの注釈的報告33は、「委員会の使命は、締約国の[条約]違反を糾弾することではなく、と被自由剥奪者の保護を強化するために委員会と締約国が協力し合うことにある」として、委員会の一般的原則としての締約国との協力関係を強調している。See, CE, *Explanatory Report; European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, (ETS no. 126), 12 March 1997, para. 33.

加えて委員会は、実際上の必要性及び第2に挙げたようなCPTの協力原則との兼合いから、第3に、刑務所行政の財政的側面をも考慮する。多くの締約国の刑務所行政は慢性的な財政難に陥っており、CPTはその現状に理解を示していることを報告書中において度々表明している。従って、ある程度の不可避的狀況を考慮した場合、明確にID認定を行うことが難しい状況が生じるのである。そして、このようにID認定を不明確にした結果、CPTの文脈におけるIDという用語が、具体的にどのようなものを指して認定されるのかということも不明瞭なものとなっていることが分かるであろう。

しかし、CPTが、IDという用語の意味する対象を曖昧にしておく利点はあるのである。例えば、1998年の国連被拘禁者保護原則6の注釈には、「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰という用語は、それ又はそれらが精神的な又は身体的なものであれ、留置又は収監されている者に対してであれ、一時的な又は恒久的なものであれ、その者から視覚や聴覚といったその者の生来の感覚又は時間の経過及び場所に関するその者の知覚の働きを奪うような虐待 (abuse) に対して、可能な限り広範囲の保護が行渡るよう広く解釈されるべきである」⁵³⁾との記述がある。CPTの実行上のアプローチもこのような考え方に一致するものである。即ち、特に、締約国の拘禁状況に積極的に介入を行うという、他の条約機関に比してその機動性が突出しているCPTが、実際の虐待行為に最も実効的なかたちで広く対応してゆくためには、他の多くの国際人権条約と同様、ある程度用語の範囲を曖昧にしたまま実行を行う必要性があるのである。

(2) 「非人道的な取扱い又は刑罰」及び「品位を傷つける取扱い又は刑罰」各別の認定の性格

以上、ここまでID概念全体の性格について分析した。前述の通り、IDとは、「非人道的な取扱い又は刑罰」と、「品位を傷つける取扱い又は刑罰」とが区別されていない状態の包括的な概念を指すものである。それでは、これらが区別され、各別に認定された事例にはどのような意義があるのであろうか。次に、ID概念全体の性格をふまえた上で、本概念中における個別の認定の性格についても考察する。

まず、「非人道的な取扱い又は刑罰」の性格について分析する。CPTは現在までに、「非人道的な」という用語の定義に関して何らの説明も行っていないため、「非人道的な取扱い」とであると判断された状況が、同時に「品位を傷つける取扱い」にも該当するかということは明確でない。本稿の対象期間における「非人道的な取扱い又は刑罰」単独の認定例が非常に少ないこともあるが、認定事例をみる限りにおいては、現在のところ、「非人道的な」という用語を「品位を傷つける」という用語から切り離して単独で使用する意図は、明確には現

53) UN, *General Assembly, Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment* (A/RES/43/173), 1988, Principle 6.

れていないように思われる⁵⁴⁾。しかしながら、認定事例の性格から推測するに、委員会が「非人道的な取扱い又は刑罰」と特に各別に表現する理由には、次のような一応の考察が導き出せると考える。即ち、例えば、被自由剥奪者が過密状態において、非衛生的で非常に狭くて暗く、換気の悪い拘禁施設に、戸外活動の可能性なく抑留されている環境があると仮定する。そして、CPTがその状態の「悲惨さ」を特別に強調する必要性に駆られた場合に、そのような象徴的意味合いをもった用語として、「非人道的」という用語を効果的に使用するのである。つまり、「非人道的」という用語がもたらす悲惨なイメージが当該事態を表すのに重要である場合において本表現が使用されると考える。しかしながら、「非人道的な取扱い」単独の認定例が少数であるため、CPTの実行における「非人道的な取扱い」の性格に関するこれ以上の考察は今後の実行を待つ他はない。

次に、「品位を傷つける取扱い又は刑罰」の分析に移る。「品位を傷つける取扱い又は刑罰」については、欧州人権条約3条に規定する同様の文言に関する欧州人権裁判所の先例がある。最初に「品位を傷つける取扱い又は刑罰」に関する欧州人権裁判所の判断を挙げることにする。*Greek*事件⁵⁵⁾における欧州人権委員会の報告書は、「個人の取扱い又は刑罰は、これがその者を他人の前で著しく辱めるか、又は自己の意思若しくは良心に反して行動させることになる場合には、品位を傷つけるものと言い得る」⁵⁶⁾と述べている。又、*Tyler v. U.K.*事件⁵⁷⁾では、ある刑罰が、3条違反を構成する「品位を傷つける」ものであると認められるためには、侮辱の程度又はそれによる品位の低下⁵⁸⁾が一定程度に達していることが要請されることが示された。さらに、1997年の*Raninen v. Finland*事件においても、欧州人権条約3条の意味における「品位を傷つける」という用語は、「3条[の理念]に相容れないような、その者の人格にある程度の悪影響を及ぼす、屈辱的で品位を下げる行為」⁵⁹⁾に対して適用されることが判示された。

これらの判決から、欧州人権裁判所が想定する「品位を傷つける取扱い又は刑罰」とは、基本的に、その者にとって「屈辱的」であるか、又はその者の「品位を下げる」取扱い又は刑罰という要素を含んでいると理解される。欧州人権裁判所の判断を集約すると、「品位を傷つける取扱い」とは、問題となった行為が身体的なものであるか又は心理的なものである

54) 「非人道的な取扱い又は刑罰」の認定事例については以下のものを参照。CE, *Report on the visit to Bulgaria by the CPT from 26 March to 7 April 1995*, CPT/Inf (97) 1 [EN] (Part 1), paras. 109-110, *Report on the visit to Greece by the CPT from 14 to 26 March 1993*, CPT/Inf (94) 20 [EN], para. 76.

55) ECtHR, *12 Year book of the European Convention on Human Rights, The Greek Case; Denmark v. Greece, App. No. 3321/67, Norway v. Greece, App. No. 3322/67, Sweden v. Greece, App. No. 3323/67, Netherlands v. Greece, App. No. 3344/67*, p. 186.

56) *Ibid.*, para. 2.

57) ECtHR, *Tyler v. United Kingdom*, Judgment of 25, April, 1978, App. No. 5856/72, 1978, para. 30.

58) 原文は"debasement".

59) ECtHR, *Raninen v. Finland*, Judgment of 16 December 1997, App. No. 20972/92, *Reports of Judgments and Decisions*, 1997, para. 55.

かにかかわらず、ある一定レベルの「苛烈さ(severity)」に達する虐待行為であって、それに加えて、被害者に対して恐怖又は劣等感を呼び起こさせ、又屈辱的でその者の品位をおとしめるものであった場合に認定されるものであるといえよう⁶⁰⁾。

これらの判決に対して、CPTの考える「品位を傷つける」取扱い又は刑罰の適用にも欧州人権裁判所のそれと同様の性質がある。しかしながら筆者は、CPTの使用する「品位を傷つける取扱い又は刑罰」とは、CPTの訪問団が拘禁施設訪問において遭遇した虐待の「苛烈さ」の差異を反映して使用される用語というよりもむしろ、屈辱的な意味をもつ行為を表現するために使用されるという要素をより強くもつ用語であると考え。以下にその理由を述べる。

欧州人権裁判所の判例法のみならず、CPTの実行においても、特に「品位を傷つける取扱い又は刑罰」として認定された事例を説明する際にはしばしば「屈辱的」といった用語が使用される⁶¹⁾。これまでCPTが「品位を傷つける取扱い又は刑罰」であると認定してきた、女性の被自由剥奪者に対し必要不可欠な衛生用品が支給されないことや、他の者の直接の監視下において排泄行為を行うことを強要されること又は性的行為のふりを強要されること等は、被自由剥奪者本人の生命を脅かすような直接的な危険や物理的な暴力、脅迫の事実を含む行為ではない。しかしながら、これらが人間の尊厳に関わる「羞恥」又は「屈辱」といった心理に結び付く行為であろうことは容易に想像できる。即ち、これらの実行は人間を精神的に攻撃するものであり、間接的な虐待行為にあたるといえる。そして、CPTの「品位を傷つける取扱い又は刑罰」概念をこの「羞恥」又は「屈辱」という観点から考えた場合には、CPTが、訪問者との面談を含む監房外のすべての活動の過程において受刑者に手錠をかけておく措置を、受刑者本人のみならずその面会者の双方の「品位を傷つける」と判断した事例⁶²⁾を理解することが容易となる。筆者は、受刑者に手錠をかけておくという措置そのものは、一般的に述べて、虐待行為としての一定レベルの「苛烈さ」を呈してはいないと考える。しかし、親族や知人との面会に際して、受刑者が手錠をかけられたままにされていることは、当該受刑者のみならず、それを目撃しなければならぬ面会者にも屈辱的な感情を呼び起こさせるであろうことは想像できる。即ち筆者は、このような認定事例に依拠して、CPTの想定する「品位を傷つける取扱い又は刑罰」が、欧州人権裁判所のそれに比して、問題となった行為の「苛烈さ」よりも、主に事態が呈している「屈辱感」を示すために使用されている

60) Lord Lester of Herne. Hill and David. Pannick, *Human Rights Law and Practice*, Butterworth, 1999, paras. 4.3.7.-4.3.8.

61) See, for example, CE, *Report on the visit to Latvia by the CPT from 24 January to 3 February 1999*, CPT/Inf (2001) 27, para. 16, *Report on the visit to Ireland by the CPT from 26 September to 5 October 1993*, CPT/Inf (95) 14 [EN], para. 100.

62) CE, *Report on the visit to Spain by the CPT from 17 to 18 January 1997*, CPT/Inf (2000) 1 [EN], para. 107.

と推定する。「屈辱」の要素の存在、さらに、より曖昧な表現に置き換えるならば、「羞恥」の要素を含む感情の存在は、CPTが当該実行について「品位を傷つける」と特に表現する根拠となっていることは確かである。

但し、CPTが適用する「非人道的な取扱い又は刑罰」及び「品位を傷つける取扱い又は刑罰」には、殴打等の直接的な身体的虐待行為又は脅迫等の直接的な心理的虐待行為によるものは除外されている。ここに、CPTのID認定に関する実行の最大の特徴があると考えられる。

(3) 「非人道的な取扱い又は刑罰」及び「品位を傷つける取扱い又は刑罰」の相互関係

それでは次に、個別の「非人道的な取扱い又は刑罰」と、「品位を傷つける取扱い又は刑罰」との相互関係をみてゆくこととする。

CPTの注釈的報告及び各認定事例の状況から考えると、CPTの実行におけるこの2つの用語の関係は、基本的には欧州人権裁判所の判例法と同様のものである⁶³⁾。即ち、「非人道的な取扱い又は刑罰」及び「品位を傷つける取扱い又は刑罰」が示す苛烈さの程度には厳格ではないが強弱の別があり、「非人道的な取扱い又は刑罰」は「品位を傷つける取扱い又は刑罰」よりも苛烈さのより強い概念であることが予想される⁶⁴⁾。これに(2)で挙げた考察をふまえて整理すると、CPTのいう「非人道的な取扱い又は刑罰」とは、一般的に「品位を傷つける取扱い又は刑罰」以上の苛烈さが存在すると委員会が判断した、複数の不足要素が結合した状態を指し、さらに全体として当該状態の「悲惨さ」を強調したい場合において使用される。一方で、CPTによるID認定事例から、複数の不足要素が結合した状態を指すことが多い「品位を傷つける取扱い又は刑罰」とは、「非人道的な取扱い又は刑罰」よりも事態の苛烈さのより弱い概念であると同時に、ID概念の中でも、特に「屈辱」の要素等、人の品性の領域に関わる虐待行為を表現する概念であるといえよう。

しかしながら、本考察をCPTの実行面にあてはめた場合、上記の考察には多少の不整合が生ずる可能性がある。例えば、「品位を傷つける取扱い又は刑罰」が認定された行為に「筋弛緩剤及び麻酔の投与なしの電気ショック療法」があることから、「品位を傷つける取扱い又は刑罰」が、状態の「苛烈さ」の程度においては、必ずしも「非人道的な取扱い又は刑罰」に劣らない場合が存在する可能性も指摘し得るのである。「筋弛緩剤及び麻酔の投与なしの電気ショック療法」が被自由剥奪者に及ぼす「苛烈さ」の程度についてCPTが判断した事例はないが、もしもこのような措置の及ぼす影響が、「非人道的な取扱い」に要求される「苛烈さ」と同等以上のものであると仮定すると、両者の位置関係は区分し難くなる。し

63) CE, *Explanatory Report; European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, (ETS no. 126), 12 March 1997, para. 26.

64) *Ibid.*

かし一方で、「品位を傷つける取扱い又は刑罰」と認定された事項が「非人道的」であると描写された例はこれまでに存在せず、同様に、「非人道的な取扱い又は刑罰」と認定されたものが、「品位を傷つける」と表現された事例は本稿の対象期間において存在しない。このことから、少なくとも両用語の適用が、委員会により性格付けられ、明確に区分されていることは確かである。

(4) CPTによるID概念の位置付け及びID認定の基準

再びID概念全体の考察に戻る。以上のように個別報告書のID認定事項を分析すると、CPTは、「非人道的な又は品位を傷つける取扱い」を個別の認定を含めて直接的な身体的虐待行為からは除外して適用していることが分かった。それでは、委員会の定めるID概念が、「拷問」及び「虐待」といった委員会の使用する他の用語から独立した新たな概念であるかという問題を考える。筆者はこの問題につき、そう考えない。即ち、「品位を傷つける取扱い又は刑罰」の分析において既に触れたが、被自由剥奪者の拘禁環境に関する様々な欠乏状態が、ある種の「間接的な」身体的又は心理的虐待に該当することは明らかである。例えば、刑務所内に留まったままでの分娩の強要等の措置は、殴打又は脅迫等の直接的な虐待行為を含むものではないが、このような措置が妊婦である被自由剥奪者に与える影響は、間接的な心理的虐待行為を構成するであろう。同様に、十分な食事を与えない措置や、衛生設備へのアクセスの制限等のID認定事例については、これらが被自由剥奪者の身体に及ぼす影響を考えた場合には、当該措置は間接的な心理的虐待を構成すると同時に、間接的な身体的虐待にも該当する措置であるといえよう。即ち、CPTの想定するIDは、結果として、「直接的でない」、つまり「間接的な」身体的及び心理的虐待行為にあたる取扱い又は刑罰に特化して認定されていることが判明するのである。

最後に、このような特徴をもつ「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」をCPTが認定する基準について考察する。CPTによるID認定はCPT基準等の委員会の経験則及び実行の集積等から個別に判断され、必ずしも抽象的に判断される訳ではない。しかし、IDの認定基準については未だ不明確な点が多い。例えば、IDに関する申立てが審査又は認定されるための手続的要件が明らかでない。即ち審査の実行には一定の国内的救済措置を経ていることが要請されるのかといったことが不明である。CPTがこれまでにIDに該当すると判断した各事例において、そのような環境にある被自由剥奪者自身が、同様の認識をもって国内の救済機関に申立てを行った事実があるかということに関しては疑問が残る。このように考える理由には、「拷問」等の訴えとは異なり、個別報告書の記述には、ID認定事項に関する被自由剥奪者自身からの訴えの記述が多くみられないことがある。

つまり、IDの認定に関しては、被害をうけた被自由剥奪者本人による不服申立の有無に

かわらず、委員会が独自に判断を行っている可能性がある。拘禁施設の状態を実際に視察し、拷問行為の発生を予防するという観点から独自に判断を下すというCPTの使命に照らすと、これは理に適った手法であり、問題ある実行であるとはいえない。しかしながら、CPTがIDを認定する際においては、CPT訪問団の構成員の判断がその主な根拠となっていることは確かであろう。

Cassese及びEvans、Morganは、「非人道的な又は品位を傷つける」状況は、多く複数の被自由剥奪者の行動及び彼らが置かれている様々な状況が結合した結果として認められるものであると述べている⁶⁵⁾。これは即ち、CPTは、被自由剥奪者が置かれている拘禁環境の評価に関して累積的な視点を採用しており、基本的に単独の事項に対するID認定は行わないとするものである。この疑問については、筆者は、例えば、拘禁施設内における必要不可欠な衛生設備の欠如といった特定の要素が、不十分なプログラム提供等の他の要素と結合した場合、当該状況が「非人道的な又は品位を傷つける」ものであるとみなされる可能性が飛躍的に高まるであろうことは認める。しかしながら、CPTが刑務所の過密状態⁶⁶⁾及び女性に対する衛生用品の未支給状態⁶⁷⁾等がそれ自体でIDを構成すると述べた事実があることから、Casseseらのいう他要素との結合は、あくまでもID認定の基準の基本的な要請に留まるものであると考える。CPTによるID認定の基準においては、対象とする事項の数量の他に、その性格や状態の程度という要素を排除することはできないであろう。

又、CPTのID認定事例には故意の存在があまり明白でない場合があることは既述した。それでは、CPTはID認定の際に、「拷問」とは異なり、故意の存在を基本的な認定要件としていないのかということが疑問点となる。これについては、CPTが頻繁に参照する欧州人権裁判所の先例を考察することで疑問が解消され则认为する。まず、*V. v. U.K.*事件⁶⁸⁾においては、問題となった取扱いに、被害者に屈辱を与えその品性をおとしめるという意図がなかったという点は考慮に値するものの、そのような目的の欠如が3条違反とならない決定的な要因となる訳ではないことが判示された⁶⁹⁾。又、*Raninen v. Finland*事件⁷⁰⁾においても、欧州人権裁判所は、欧州人権条約3条にいう「品位を傷つける」取扱いの認定の要件は、その者の品性をおとしめ、及び屈辱を与える目的の有無に関係がないこと⁷¹⁾を明示しており、故意の存在にかかわらず3条違反を認定し得ることを示している。

65) A. Cassese, *op. cit.*, p. 48, R. Morgan and M. D. Evans, *op. cit.*, 2001, p. 64.

66) CE, *Spain 1991*, *op. cit.*, para. 117.

67) CE, *9th General Report 1999*, *op. cit.*, para. 30.

68) ECtHR, *V. v. the United Kingdom* [GC], App. No. 24888/94, ECHR 1999-IX, 1994, para. 71.

69) *Ibid.*

70) ECtHR, *Raninen v. Finland*, Judgment of 16 December 1997, App. No. 20972/92, *Reports of Judgments and Decisions*, 1997, para. 55.

71) *Ibid.*

翻ってCPTの分析に戻ると、個別報告書を分析する限りにおいては、CPTがID認定に際して故意の存在を重視していることを証明するに足る記述は見当たらなかった。また一方で、実際の虐待行為をより広範にカバーするために司法機関としての機能をもたないというCPTの使命及び活動の性格を考えると、CPTが訪問実行の過程において故意の存在を厳格に要請し、ID認定に課する制限を自ら増やしているとは考え難い。従って、CPTは、欧州人権裁判所のこのような先例を参考にした上で、ID認定に際して故意の存在を重視しているものの、これに固執はしない方針をとっていると考えるのが自然である⁷²⁾。

(5) 小括

以上、ID概念の性格及びその認定基準について検討した。委員会の報告書を検証する限りにおいては、CPTによる被自由剥奪者の拘禁環境に関するID認定の現状は比較的異論のないものであるといえよう⁷³⁾。ID認定の基準については未だ不明な点も多いが、CPTの判断の特徴は、特にこのID概念の性格の捉え方にあるといえる。その根拠のひとつには、既に述べた通り、CPTは直接的な身体的又は心理的虐待行為に言及する際に、「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」という用語を使用していないことがある。この事実は、これまでの他の条約機関の実行にはみられなかった、CPTの特徴的な判断を示すものである。(未完)

72) 尚、この様な欧州人権裁判所の先例から、CPTにおける「拷問」認定に際しても、今後故意の存在を重視する比重が低下してゆくことが予想される。

73) 当該用語の適用に関する欧州人権裁判所の判例が未だ少数のため、欧州人権裁判所における「非人道的又は品位を傷つける」という文言と、CPTによる当該用語の判断の間に摩擦が生じる可能性は現在のところ高くはないであろう。